

瀬戸市教育委員会訓令第2号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）  
の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市教育委員会

教育長 深見 和 博

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第5条、第6条関係）					別表第1（第5条、第6条関係）				
専決事項	決裁区分 教育長	部長共通	課長共通	備考	専決事項	決裁区分 教育長	部長共通	課長共通	備考
<省略>					<省略>				
職員の任免	企画補佐及び 課長補佐以下			<u>人事課長合議</u>	職員の任免	企画補佐及び 課長補佐以下			<u>人事室長合議</u>
臨時職員の任免			○	<u>人事課長合議</u>	臨時職員の任免			○	<u>人事室長合議</u>
<省略>					<省略>				
病気休暇、特別休暇等の付与	教育長等	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	<u>人事課長合議</u>	病気休暇、特別休暇等の付与	教育長等	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	<u>人事室長合議</u>
職務に専念する義務の免除	教育長等	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	<u>人事課長合議</u>	職務に専念する義務の免除	教育長等	部次長等、企画補佐及び課長等	主幹及び課長補佐以下	<u>人事室長合議</u>
<省略>					<省略>				
備考					備考				
1 この表における用語については、次に定めるところによる。					1 この表における用語については、次に定めるところによる。				
(1) <省略>					(1) <省略>				
(2) 「部次長等」とは、規則第7条第2項に規定する部次長及び参事をいう。					(2) 「部次長等」とは、規則第7条第1項に規定する部次長及び同条第2項に規定する参事をいう。				

(3から(5)まで <省略>  
 (6) 「行政課長」、「財政課長」及び「人事課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第5条及び第9条に規定するそれぞれの課の長をいう。  
 2 <省略>

(3から(5)まで <省略>  
 (6) 「人事室長」、「行政課長」及び「財政課長」とは、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第5条及び第9条に規定するそれぞれの室及び課の長をいう。  
 2 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

別表第2（第5条、第6条関係）

1 教育部

1 教育部

主務課 の区分	決裁区分	教育長	主務部長	主務課長
	専決事項			
教育政 策課	企画		教育行政に関する相談の処理	①教育委員会に提出する議案の編成及び配布 ②教育に係る調査及び基幹統計その他の統計の実施
	施設	小学校、中学校又は特別支援学校の施設設備のき損又は亡失に係る指示		①小学校、中学校又は特別支援学校の施設の維持管理 ②小学校、中学校又は特別支援学校の備

主務課 の区分	決裁区分	教育長	主務部長	主務課長
	専決事項			

			品、その他の 設備の整備
学校教育課			
指導	<省略>		<省略>
学事	<省略>		<省略>
学校給食		<省略>	<省略>

2 教育機関

学校教育課	企画		教育行政に関する 相談の処理	①教育委員会に 提出する議案 の編成及び配 布 ②教育に係る調 査及び基幹統 計その他の統 計の実施
	指導	<省略>		<省略>
	学事	<省略>		<省略>
	施設	小学校、中学校 又は特別支援学 校の施設設備の き損又は亡失に 係る指示		①小学校、中学 校又は特別支 援学校の施設 の維持管理 ②小学校、中学 校又は特別支 援学校の備 品、教具その 他の設備の整 備
	学校給食		<省略>	<省略>

2 教育機関

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	教育長	主務部長	教育機関の長	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	教育長	主務部長	教育機関の長
図書館	図書等			①図書館資料の 収集及び整理 ②図書館の施設 及び設備の維 持管理 ③視聴覚機材及び 教材の利用促進	図書館	図書等			①図書館資料の 収集及び整理 ②図書館の施設 及び設備の維 持管理
					視聴覚 ライブ ラリー	視聴覚機材等			視聴覚機材及び 教材の利用促進

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。